

平成26年12月11日

障害者団体からのご要望についての意見

日本放送協会

NHKは、平成24～26年度の経営計画の重点目標のひとつとして「人にやさしい放送・サービスの拡充」を掲げて、さまざまな障害のある方、高齢者や日本に住んでいる外国人の方など、すべての人が放送を利用しやすいように、生番組の字幕放送の拡充や手話CGの開発などを進めてきているところです。公共放送として、まだまだご指摘を受ける面はあろうかとも思いますが、引き続きサービスの拡充や技術の開発に努めていきたいと考えております。

障害者の方が、障害のない人と同様に著作物にアクセスできることは重要なことと考えています。そのために必要な著作権の権利制限規定の整備についても大切なことであると認識しています。

しかし、現在認められている解説音声や字幕等だけでなく、映像を伴って過去の番組を当該放送番組の制作をした放送事業者の意思がまったく働かないところで放送（いわゆる「入力型の自動公衆送信」も含む）されることについては、放送事業者、報道機関の立場から、強く懸念を表明せざるを得ません。例えば、ニュース・報道番組や情報番組は、情報の新しさが極めて重要です。世の中は時々刻々動いています。時間の経過とともに番組内容やデータ、情報が古くなり、視聴者に誤解を与えることも十分に有り得ます。時間の経過に伴う取材対象者の人権やプライバシーを侵害する可能性も有り得ます。健康番組についても同様のことが言え、医療の日進月歩によって、過去の健康番組をそのままでは放送できないことも、ままあることです。また、番組の一部だけがNHK以外の放送事業者に番組編成されて放送されると、番組本来の主旨がちろんと視聴者に伝わらない可能性もあります。さらに、権利者や取材先との契約で1回しか放送できない番組もあります。

NHKは、既に放送済みのニュースや番組について再び放送するに際しては、こうした観点を踏まえ、公共放送として、報道機関として、責任を持って自らの放送で視聴者にお伝えしています。

こうした懸念がある以上、放送される番組を複製し、解説放送や字幕・手話を付したうえで当該映像とともに時間をおいて放送することまで権利制限することについては、慎重に検討されることを強く望みます。

以上